

奈良県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人八甲会潮田病院	吉野郡吉野町大字上市二一三五	令和元年十二月三十一日
へんみ眼科クリニック	香芝市瓦口二三〇九一 I. B. グランド一〇二号	令和元年十二月三十一日
安田歯科医院	生駒市谷田町八九〇一 一 伊 藤企画ビル二階	令和二年一月五日